

## 滝沢市における下限面積（別段面積）の設定について

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）の一部改正（平成22年12月22日付け）により、農業委員会は毎年別段面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、滝沢市農業委員会では平成28年度の下限面積（別段面積）の設定について、平成28年3月25日開催の滝沢市農業委員会総会において審議し、下記のとおり決定しましたので公表します。

### 記

滝沢市農業委員会では、管内の下限面積を次のとおり設定しました。

地域	下限面積
滝沢市全域	50a

（下限面積設定理由）

・経営耕地面積が50a以下の農家が、農家全体の40%以下であり、また、農地法30条に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地は0.7%であるため、現段階での別段面積設定は必要ないと判断されました。